京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 西村 隆

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程 京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を次のように改正する。 別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

委員会の種類	審議事項		委員
1 総務委員会	企画総務部及び営業推進室に	委員長	企画総務部長
	所属する職員に係る懲戒事案	委 員	企画総務部総務課長
	(局業務に関する連絡事務及び		企画総務部職員課長
	送迎に使用している公用車及び		懲戒の対象となった職
	応急車・作業車の運転並びに乗		員の所属が営業推進室
	合自動車による試運転などで発		の場合は、営業推進室
	生した運転事故等に関する事案		長
	を含む。以下第7項までにおい		懲戒の対象となった職
	て同じ。)		員の所属長
			労働組合が選任した者
			若干人
2 自動車業務	自動車部営業課及び自動車部	委員長	自動車部長
委員会	運輸課に所属する職員に係る懲	委 員	自動車部担当部長
	戒事案		自動車部営業課長
			懲戒の対象となった職
			員の所属長
			労働組合が選任した者
			若干人
3 自動車運輸	自動車部営業所に所属する職	委員長	自動車部長

委員会	員に係る懲戒事案。ただし、自	委 員	自動車部担当部長
	動車部営業所の整備係に所属す		自動車部営業課長
	る職員に係る懲戒事案及び自動		自動車部運輸課長
	車運輸専門委員会に係る懲戒事		懲戒の対象となった耶
	案を除く。		員の所属長
			労働組合が選任したる
			若干人
4 自動車技術	自動車部技術課,自動車部自	委員長	自動車部長
委員会	動車整備工場及び自動車部営業	委 員	自動車部担当部長
	所の整備係に所属する職員に係		自動車部営業課長
	る懲戒事案		自動車部技術課長
			自動車部自動車整備
			場長
			懲戒の対象となった即
			員の所属長
			労働組合が選任した
			若干人
5 高速委員会	高速鉄道部(高速鉄道部運輸	委員長	高速鉄道部長
	課運転指令区,高速鉄道部運輸	委 員	高速鉄道部担当部長
	事務所,高速鉄道部技術監理課		高速鉄道部営業課長
	保線区,高速鉄道部車両工場,		懲戒の対象となった
	高速鉄道部電気課電力区及び高		員の所属が、高速鉄道
	速鉄道部電気課電気区を除く。)		部技術監理課,高速鐵
	に所属する職員に係る懲戒事案		道部電気課及び高速
			道部高速車両課の場
			は,技術監理課長
			労働組合が選任した
			若干人
6 高速運輸委	高速鉄道部運輸課運転指令区	委員長	高速鉄道部長

員会	及び高速鉄道部運輸事務所に所	委 員	高速鉄道部担当部長
	属する職員に係る懲戒事案。た		高速鉄道部安全運行管
	だし、高速運輸専門委員会に係		理官
	る懲戒事案を除く。		高速鉄道部運輸課長懲
			戒の対象となった職員
			の所属長
			労働組合が選任した者
			若干人
7 高速技術委	高速鉄道部技術監理課保線	委員長	高速鉄道部長
員会	区,高速鉄道部車両工場,高速	委 員	高速鉄道部担当部長
	鉄道部電気課電力区及び高速鉄		高速鉄道部技術監理課
	道部電気課電気区に所属する職		長
	員に係る懲戒事案		高速鉄道部運輸課長
			懲戒の対象となった職
			員の所属長
			労働組合が選任した者
			若干人

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)